

(仮称) 東京都食品安全基本条例制定等に関する意見書

BSE(牛海綿状脳症)、O157、残留農薬、偽装表示問題など相次ぐ食品にまつわる事件、事故などが日本国内外で発生し、消費者はかつてないほど食品に対する不安を募らせています。

このような中、本年五月、国はようやく食品行政の立ち遅れを解決するため、食品安全基本法を制定し、第三者機関としての食品安全委員会を立ち上げました。しかし、現在、一時の熱気は冷めてしまい国会審議は極めて低調で不十分な状況です。内容としては第一に「消費者の安全、健康を求める権利」が規定されていませんでした。相変わらず消費者を保護の対象としか見ていません。第二には基本的な方針の策定において「予防原則に基づいた安全評価」が不明確であったことです。第三には共通の危険認識や食品安全委員会における十分な市民参加ができておらず、食糧政策を含めた生産から消費に至る施策の総合性の確保が不十分であることなどがあげられます。

また、食品衛生法の一部改正により「輸入食品監視指導計画」を定めるときは、必要事項を公表し、広く国民の意見を求めることができるようになりました。こうした背景の下で、東京都は(仮称)食品安全基本条例を早期に制定するとしています。が、条例づくりにあたっては「食」という都民にとって最も身近な政策ということを考え、市民参加の確保が重要で、その内容は実効性のあるものとしていかなければなりません。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、左記の事項を条例に盛り込むとともに、各区への対応について強く要請します。

記

- 一 条例の基本理念として、都民の生命と健康を侵されない権利を明記すること。
- 二 生態系に影響のある「遺伝子組み換え作物」については、基本方針として環境に配慮した施策や消費者の選択権の確保、検査体制の強化を盛り込むこと。
- 三 食習慣や食文化を十分生かした都独自の「安全基準」や「誘導基準」、特に農薬や添加物の蓄積性が問題となる子どもに對しては、「子ども基準」を設定し明記すること。
- 四 食品衛生法に基づき、各区が「監視指導計画」を策定するときには、地域の事情に合わせて計画に市民の意見が反映されるように努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十二月九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

東京都知事 あて